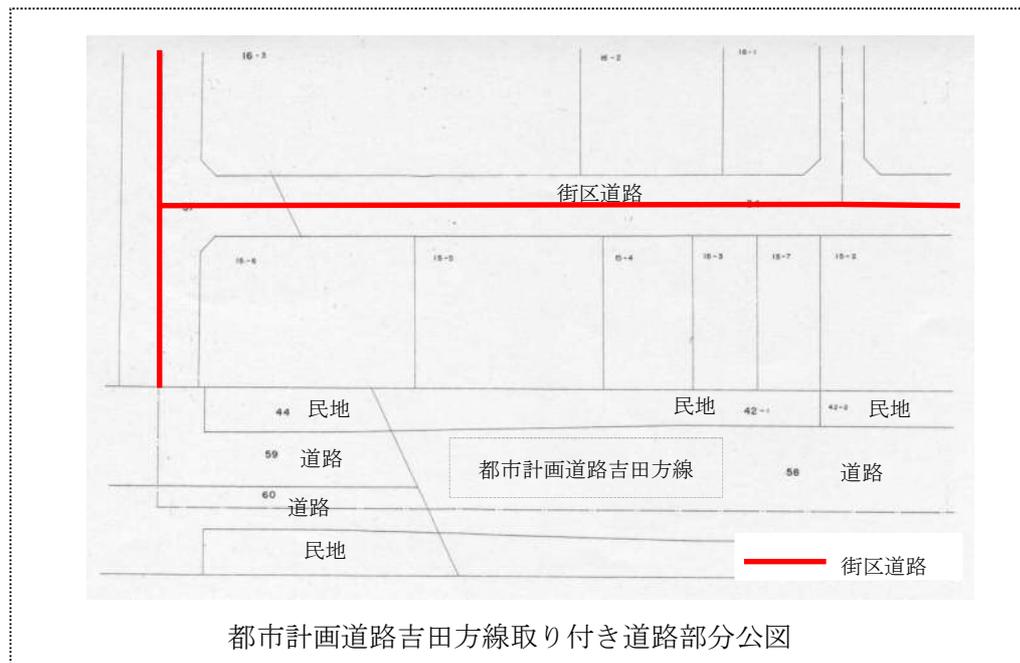
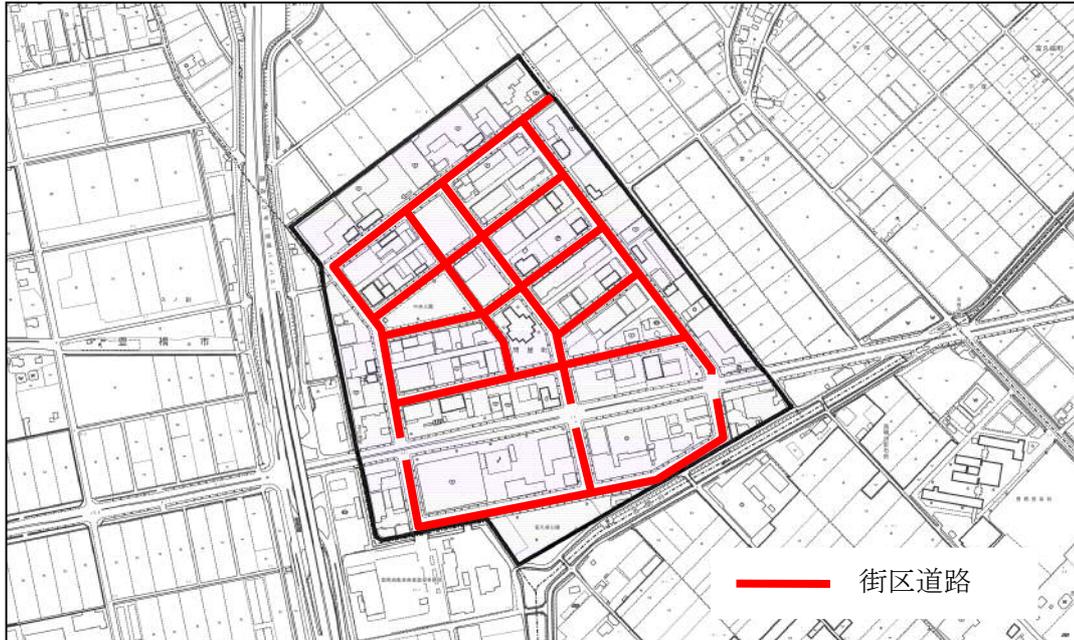


豊橋総合卸センター地区計画 補足資料

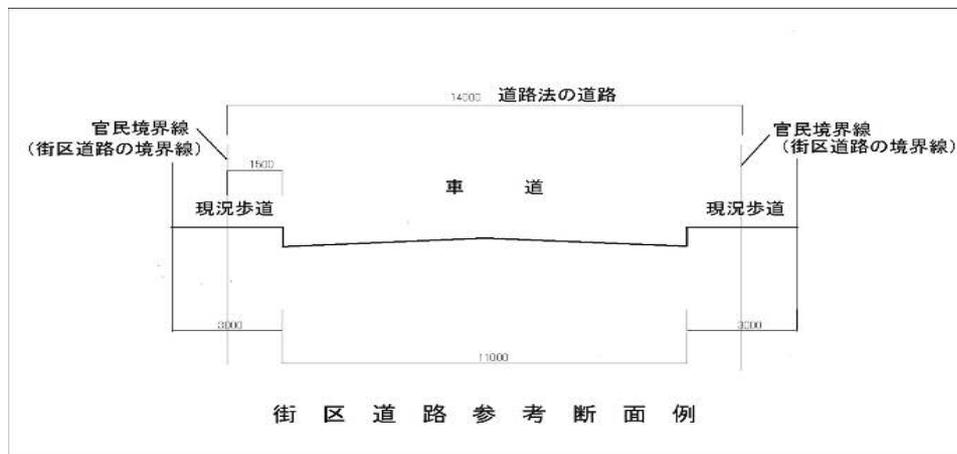
1 街区道路の位置

- ・「街区道路」は下図に示す箇所です。都市計画道路吉田方線など一部の道路は「街区道路」ではありません。
- ・また、都市計画道路吉田方線に取り付く南北の道路の接続部分 10m程度（問屋町 58・59・60 番地の部分）は街区道路ではありません。



2 街区道路の境界線

- 街区道路の境界線は、歩道中央付近にある官民境界線です。
- この境界線は、道路法の道路境界線（建築基準法の敷地境界線）です。



3 壁面後退区域の庇等

- 街区道路境界線から壁面後退した範囲で、現況が歩道形態の部分には建築物の庇や出窓、設備機器などをつくらないでください。工作物の設置も制限されています。
- この歩道形態部分(民地部分)は建築基準法上の敷地面積に算入できますので、建蔽率・容積率には有効です。